

京都大学	博士 (法学)	氏名	船橋 弘
論文題目	フランスにおける生態学的損害の法的性質		
(論文内容の要旨)			
<p>フランスでは、従前より、環境そのものが被った侵害を純粹環境損害として民事責任を認める裁判例及び学説が存在したところ、2016年の法律は、これを生態学的損害としてその賠償を定める条文を民法典に創設した。民法典は、「生態系の構成要素及び機能、又は人間が環境から得る集団的利益に対する無視し得ない侵襲からなる」損害を生態学的損害と定義し、その賠償（以下「生態学的損害賠償」という）を契約外責任と位置づけている。しかし、立法後も生態学的損害の内容及びその性質について学説には議論があり、裁判例も一様ではない。本論文は、立法の前後を通じた裁判例及び学説の議論を検討し、フランスにおける生態学的損害の法的性質について考察するものである。</p> <p>第1章では、契約外責任の一般規定における損害概念について説明し、生態学的損害は、契約外責任における損害が具備すべき性質の1つである損害の個人性・属人性を満たさない点で特殊であることを明らかにする。</p> <p>第2章では、生態学的損害賠償制度制定前の裁判例及び学説を検討する。当時の裁判例は、純粹環境損害について、属人性のない利益に対する侵襲や、集団的に帰属しているという意味において損害の個人性が認められない利益に対する侵襲の賠償を認めていた。一方、学説では、純粹環境損害を、客観法に基づき法に合致する利益に関わるとする見解が有力に主張されていたほか、公共物概念を用いて、人が生態系から得る便益を集団的利益と把握し、その共同利用権が個人に帰属するとする見解もあった。</p> <p>第3章では、裁判例が、自然環境に対する侵襲から生じる損害につきどのような損害項目を立てているかを分析し、裁判例が、純粹環境損害及び生態学的損害の法的性質をどのように理解しているかを分析する。まず、生態学的損害賠償制度制定前の裁判例は、自然環境に対する侵襲から生じる損害を、経済的損害、精神的損害、純粹環境損害に分類していた。このうち、純粹環境損害は、損害が具備すべき個人性・属人性の要件を充足しないため、集団的利益に対する侵襲と構成される法人の精神的損害が代用的に活用されていた。これに対し、生態学的損害賠償制度制定後の裁判例は、生態系の構成要素及び機能に対する侵襲を、人間の便益とは無関係な生態系に対する侵襲として把握し、人間が環境から得る集団的利益に対する侵襲を、集団的ではあるが人間の利益に対する侵襲と解している。</p> <p>第4章では、生態学的損害賠償制度の制定前の裁判例が、法人の精神的損害を純粹環境損害と評価していたことに対し、学説がどのように応接していたかを分析することにより、法人の精神的損害として把握されていた損害を、純粹環境損害との関係でどのように理解できるかについて検討する。まず、法人の精神的損害を肯定する裁判例に批判的な見解は、精神的損害における被侵害利益は、感情ないし感情上の利益であるところ、法人には被侵害利益は存在しないとする。そして、裁判例が法人の精神的損害と扱っているのは、実は財産的損害の他、特定の個人に帰属しない利益であって、一般利益と区別が困難な非主観的損害＝客観的な性質を有する損害であるという。これに対し、法人の精神的損害を認めることに肯定的な見解は、精神的損害を、資産に対する損害である経済的損害と対置されるころの、法人の「实在」に対する損害と理解する。そして、商業活動を行っていない法人について、その基礎とする価値観が毀損されること、信用喪失、権威の弱体などがそれにあたる。後者の考え方を押し進めれば、そのような法人のもつ環境保護の価値観や存在意義の毀損は、生態系の保護を目的とする法人の「实在」に対する損害として考慮される。その結果、生態系の保護を目的とするアソシアション等は、環境を毀損する行為に対して</p>			

自己の精神的ないし非財産的利益の侵害に対する損害賠償を請求できるという。

第5章では、近時有力に主張されている損害概念区分論の立場から、生態学的損害の法的性質をどのように位置づけることができるかを検討する。侵害と損害を区別する損害概念区分論によれば、生態学的損害は、生態系の構成要素又は機能に対する侵襲である限り侵害であって損害ではない。他方、人間が環境から得る集団的利益に対する侵襲は、人類に関わるものであって侵害である。この立場によれば、生態学的損害は、事実としての侵害と理解される。

終章では、これまでの検討から、以下の結論を導く。現行法の下では、生態学的損害を事実概念と理解することにより、損害ないし侵害を明確に区別することが可能になる。また、生態学的損害は、「生態系の構成要素及び機能」の侵害と「人間が環境から得る集団的利益」の侵害（生態系サービス侵害類型）に区分される。このうち、前者は、法によって保護された、人への影響とは無関係な侵害という事実的性質を有し、後者は、環境が人々の共同体に与える生態系サービスに対する直接的な侵害という事実的性質を有する。生態学的損害賠償制度の立法以前に認められていた法人の精神的損害のうち、専ら純粹環境損害の代用として機能していた部分は、立法後は、生態学的損害に包含される。これに対し、環境に対する侵害が人に生じさせる派生的損害のうち、物的損害は契約外責任の一般規定の適用を受ける、もっとも、法人の非財産的損害については、契約外責任の一般規定の適用を受けつつも象徴的損害に限定するのが適切である。

氏名	船橋 弘
----	------

(論文審査の結果の要旨)

フランスでは、従前より、環境そのものが被った侵害を純粋環境損害としてその民事責任を認める裁判例及び学説が存在したところ、これを生態学的損害としてその賠償を認める制度（以下、「生態学的損害賠償制度」という）が2016年に民法典に創設された。本論文は、生態学的損害賠償制度の立法前後の裁判例及び学説の検討を通じて、生態学的損害の法的性質を考察するものである。本論文の意義は、とりわけ以下の点に認められる。

第一に、本論文は、生態学的損害賠償制度の立法以前に裁判例によって認められていた純粋環境損害と、立法後の民法典1247条が賠償の対象とする損害との関係を明らかにした。そのなかで、本論文は、立法前の裁判例が、環境の保護を目的とするアソシアシオンの精神的損害を「代用」することによって純粋環境損害の賠償を認めていたところ、立法後は代用の必要性がなくなったこと、他方、学説によれば、法人の精神的損害を否定したとしても、なおアソシアシオンの存在意義（「実在」）に対する非財産的損害の賠償が認められうることを指摘した。このことは、現行法の下で、生態学的損害賠償制度を担うアソシアシオンが請求しうる損害の内容及び性質を明らかにした点で重要である。

第二に、本論文は、フランスの損害概念区分論が人身損害賠償法について展開する議論が、学説によって生態学的損害にも応用されていることを明らかにした。それによれば、侵害は事実概念、損害は法概念であって、両者は原因と結果の関係に立つところ、前者には科学的知見による評価が適しているのに対して、後者は法的評価の対象となる。この点において、本論文は、損害概念区分論の生態学的損害賠償への応用に関するフランス法の議論状況を示すものとして重要である。

もっとも、本論文には、生態学的損害賠償の法的性質をめぐる裁判例および学説の議論が、外国法ないし比較法的観点からどのような意義を有するかについてなお考察を深める余地があり、その点で課題を残している。しかしながら、これは、今後の研究を重ねる中で充実させることができるものであり、本論文の価値を聊かも損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和6年1月26日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降